

公益社団法人郡上市シルバー人材センター

令和2年度事業計画書

1 全般

わが国では、世界でも例をみないほどの急速な少子高齢化が進み、生産年齢人口は減少の一途を辿（たど）っております。このような状況下で、国の活力を維持するためには、高年齢者雇用対策の重要性がますます増大し、「高年齢者が地域で働ける場や社会を支える活動ができる場の拡大」が政策として取り込まれ、シルバー人材センターの一層の活用が求められております。

このような背景を踏まえ、公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会では平成30年度から7か年計画として「第2次会員100万人達成計画」を掲げ会員の増加を強力に推進しております。

本計画における令和2年度の当センターの会員目標は544人であり、前年度末に比して新たに60～70名の入会者を募ることが求められております。

当センターでは引き続き役職員及び会員による「一人一会員入会」を目標に会勢の充実に努め、地域の方々の多様なニーズにお応えしつつ、健康かつ安全な就業を通じて地域の活性化に寄与し、「自主・自立・共働・共助」のシルバー事業の理念に基づき、生々澁刺とした事業運営に努めてまいります。

2 運営・組織

(1) 総会

総会は最高意思決定機関であり、令和2年度の総会においては、計算書類等の審議のほか、役員改選の年度でもあり適任者を選任していただくとともに、議決を踏まえ行政庁への報告、法人としての登記手続き等を適切に処理いたします。

(2) 理事会・専門部会

理事会は、総会に提案する議案等に係る協議機関である一方、総会で決定された事業計画、予算等の執行機関でもあります。

すなわち、シルバー人材センターの方向性を打ち出し、その具現化を図るための重要な役割を担っており、センターの発展と会員の福祉に繋がるよう、原則奇数月第2火曜日に理事会を開催し、適切に運営してまいります。

また、現在、総務・企画、安全、事業、厚生及び女性の5つの専門部会が設置されておりますが、その分野に係る現状分析、改善提案等「自ら考え、自ら実行できる」部会として有機的な理事会活動を支え得るよう努めます。

(3) 地域理事・班長会

現在、シルバー事業運営上の問題点として、①情報の流れがセンターから会員への一方通行、②活動がセンターからの依頼事項中心、③理事、班長、事務局の連携態勢が必ずしも十分でないことなどが挙げられると思われまます。

入会適格者の存在、地域のニーズ等に係る情報は、その地域にあって始めて得られるといっても過言ではありません。地域理事・班長会では地域に密着しているという利点を最大限に活用し、シルバー人材センターの事業運営方針に基づき、その具現化を図るため、地域としての取り組み要領等について活発に話し合い、提案する場となるよう期待しております。

(4) 事務局

本所及び北部支所に勤務する職員の所掌業務の見直し、要すれば配置換え等、内部体制の充実を図り、法規適正、かつスピード感をもったタイムリーな事業運営に努めてまいります。

この際、地域を跨ぐ就業にも積極的に取り組み、地域間の連携体制の充実を図ることにより事業の拡大を目指します。

(5) 立入検査

令和2年度は、立入検査受検の年でもあり、これを機会に公益法人として備え置く書類等の遺漏の有無、記載・整理要領などを再確認するとともに、指導に基づき適切な業務運営を図ってまいります。

3 事業実施計画

(1) 事業目標

区 分	請負・委任	派 遣	合 計
会員数	544名		
受注件数	1,910件	46件	1,956件
就業延人員	31,100人/日	5,200人/日	36,300人/日
契約金額	143,000千円	28,000千円	171,000千円

(2) 会勢の充実及び就業機会の拡大

会員数の増加と就業機会の拡大は連動しております。また、会員数は、シルバー人材センターが地域にどの程度受け入れられているかの指標でもあります。

当センターでは「第2次会員100万人達成計画」に基づき、会員に対する一層の啓発に努め、「一人一会員入会」を合言葉に会員自らの手により仕事仲間・後継者を確保することを重視して会勢の充実に努めてまいります。併せて、各種媒体を活用した広報活動を幅広く展開し、入会者を募るとともに、受注件数の増加を図ります。

このため、年間を通じて以下の施策に取り組んでまいります。

- ① 総会、地域理事・班長会、ボランティア活動等あらゆる機会を捉えた「一人一会員入会」運動の啓発
- ② 入会に寄与した会員の表彰等
- ③ パンフレット等を併用した就業会員による発注者に対する広報
- ④ 市広報誌、ケーブルテレビ、ING、鉄道・バス等を活用した広報

⑤ 「シルバーだより」による求人状況、受注状況に係る情報提供

(3) 安全就業・適正就業の推進

ア 安全就業

シルバー人材センター事業の一つの狙いとして、高齢者の自主的な組織参加と労働能力の発揮により、豊かで積極的な老後生活の維持と社会参加による生きがいの充実が挙げられます。これらは無災害、無疾病であって始めて達成できるものであります。センターでは今年度も健康管理に加え「就業の安全確保」を最優先の課題として取り組んでまいります。

令和元年度は、本人受傷事故3件及び賠償事故が4件発生し、件数的には減少しました。事故の発生を根絶することはおおよそ困難ですが、ちょっとした用心で未然に防止できたと推測される事故も多く発生しております。いずれにしましても、怪我などされた場合、ご本人が不自由されるばかりでなく、家族の皆様への心労に加え援助も必要となります。役職員を含め全員が無事故で健康な1年となるよう願っております。

このような状況に鑑み、令和2年度は次の事項を特に重視し、事故の未然防止と健康維持を期する所存であります。

- ① 年度安全・適正就業対策基本計画に基づき、継続・一貫性ある安全施策を推進
- ② 岐阜八幡労働基準監督署の協力を得て、総会に引き続き「安全衛生大会」を実施し、会員の安全意識を啓発
- ③ 定期健康診断受診の奨励、特に運転従事者の適正な血圧等管理
- ④ 安全部会による組織的な安全施策の推進、特に計画的な安全パトロールの実施と事故の要因分析及び改善策の普及
- ⑤ 剪定作業時の三脚脚立の梯子・支柱の固定化（閉脚による事故防止）
- ⑥ 夏期における単独屋外作業の禁止及び適時の水分補給

- ⑦ 屋根からの雪下ろし等、高所作業の禁止
 - ⑧ 入会説明会における安全教育の実施（「安全就業のために」を活用）
 - ⑨ 作業前・中・後の体調確認、準備運動の実施（当日のリーダー）
 - ⑩ 刈払機使用時、剪定作業時等におけるヘルメット、安全帯着用の義務化
- また、派遣就業運転業務従事者を主対象に、今年度も郡上警察署の協力を得て「安全運転講習」を開催する予定であります。加えて、草刈業務従事予定者で刈払機取扱に係る安全衛生教育を受講していない方は、指定講習機関が行う当該教育を受講していただきます。

イ 適正就業

平成28年9月9日に厚生労働省及び全国シルバー人材センター事業協会から「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」が示され、請負、委任、派遣、職業紹介別の働き方の違いなど、シルバー人材センターで働く高齢者が適正に就業するために留意するポイントが明示されています。

これを要約すれば、

- ① 就業日数、就業時間については、「おおむね月10日程度以内、おおむね週20時間を超えないことを目安」とすること
- ② 請負・派遣の契約形態を厳守すること、事業所従業員との混在就業、指揮命令を受ける就業は派遣契約により就業すること

の2点であり、事務局としても従来の請負契約から派遣契約への切り替えをほぼ終了したところであります。

なお、昨年10月1日、週40時間までの就業（業務拡大）を認める旨、派遣就業中の6業種について岐阜県知事の指定を受けましたので、これを有効に活用するとともに社会保険等の加入に遺漏がないよう努めます。

当センターでは、「自主・自立・共働・共助」というシルバー事業の基本理念に基づき、会員、発注者等に対して本ガイドラインを更に周知・徹底するとともに、雪下ろしを含む高所作業、重機を使用する作業等、危険・有害な作業

に従事していないか、長期就業が放置されていないか、事業所従業員との混在就業となっていないか、発注者の指揮・命令を受けていないか、などについて就業実態を把握しつつ、引き続き改善を図ってまいります。

(4) 普及啓発活動

郡上市においては、シルバー人材センターについてまだまだ周知されていないように感じられます。会員を募り、事業を拡大するためには、市民の協力と理解が不可欠であり、前述の「会勢の充実及び就業機会の拡大」で述べましたような施策を通じ、広く認知していただくよう努めてまいります。

また、ボランティア活動等、実践を通じた広報活動にも積極的に取り組んでまいっている所存です。

一方、会員の皆様に対しては、就業上の心得、安全・適正就業等について事例紹介等による周知に努め「自主・自立・共働・共助」の理念に基づき、信頼、かつ期待され、地域社会活性化に不可欠なセンターを目指してまいります。

(5) 新規事業への取り組み

ア 介護予防・日常生活支援総合事業

平成29年4月から郡上市において「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下、「新総合事業」という。）が開始され3年が過ぎ、シルバー事業としてもほぼ定着しました。本事業は、要支援1～2に認定されている人の一部を介護予防給付から切り離し、地域支援事業として支援するものです。従来、当センターでは、生活援助サービスとして掃除、洗濯、調理補助、通院付添、買い物支援等を行ってききましたが、業務的にはほぼ類似する新総合事業にも参入し、各種支援活動を行っております。

イ シルバー派遣事業

平成25年度から実施している派遣事業は、堅調に伸びてきましたが、やや

頭打ちの感があります。市内では約2,000の事業所が商工会に加入しているとのことですが、家族経営の小規模事業所も多く、派遣先の開拓は容易ではありません。今後は、市内各事業所への営業活動を強化するとともに、企業ニーズに応ずる派遣会員をバランスよく登録し、即契約に繋がる態勢を整えてまいります。また、適正就業ガイドラインに基づき、受注時には業務内容・就業形態を適切にチェックし、着実に派遣契約件数の増加を図ってまいります。

(6) 人材育成事業

ア 剪定作業、障子・襖の貼り替え作業などの分野では会員の高齢化、技術者の不足などにより依頼に応じきれない状況が顕在化しております。これらの問題点を克服し、センターとして安定的な受注ができるよう、要員養成のための勉強会、講習等を独自に計画・実施してまいります。

イ 連合会が主催する「高齢者活躍人材確保育成事業」技能講習が令和2年度も開講される予定です。講習内容は、育児・子育てサポート講習、介護サポート講習、調理サポート講習等々ですが、細部は各事務所に備付のパンフレットをご参照いただき、受講希望者は事務局まで申し込んでください。

なお、本講習の受講に際し、受講料は無料となっております。

ウ 平成27年9月の法改正により、派遣労働会員に対して、そのキャリアアップのための教育訓練が義務付けられました。センターでは派遣元である連合会と連携しつつ、努めて派遣会員の皆様が就業先で必要とする教育訓練を取り入れ、ご案内いたしますので、必ず受講していただくようお願いいたします。

(7) 業務費等の見直し

シルバー就業の契約形態は、請負を主体としており最低賃金法に拘束されるものではありませんが、安価な業務費を据え置き、民業を圧迫することがないように、逐次改善に努めてまいります。

(8) 地域奉仕活動の実施

郡上市においては過疎高齢化が急速に進展する中、高齢者の自助・自立、地域の高齢者同士の支え合いがますます重要になってきております。そんな中でボランティア活動等を通じてシルバー会員が一堂に会し、共に汗を流している姿を地域の皆様に見ていただくことは、他の高齢者に対して大いに刺激を与え、ひいては地域活性化の一助となるばかりか、市民、観光客等の目にも地域の豊かさを実感してもらえることと思います。

また、シルバー人材センターは、地域密着型の組織であり地域の支えがあって始めて成り立っている側面もあります。令和2年度も「奉仕の精神」をもって、各地域でのイベント等に連携し、主催者等に喜ばれ、参加会員にも達成感のあるボランティア活動を実践していただくようお願いいたします。

また、活動に際し、幟（のぼり）の植立など活動の「見える化」を図り、センターの広報に努めるとともに、新聞報道等にも着意してまいります。